

新闻摘要 (1月10日~3月9日)

1月30日 (星期二)

29日, 安倍首相決定向遺華孤兒採取新的支援政策。首相指示厚生労働省根据30日東京地方裁判所針對遺華孤兒提出的、要求國家進行賠償的訴訟所做出的判決內容, 研究討論並制定出一套具體的支援政策。

1月30日 (星期二)

這一天, 東京地方裁判所一審判決, 駁回了由遺華孤兒作為原告, 提出的要求國家進行賠償的訴訟。

1月30日 (星期二)

30日, 安倍首相發出指示, 對東京地方裁判所的裁判內容, 另當別論, 到現在為止的支援還有不足的方面。為此, 要求柳澤厚生労働大臣和自民黨的中川政調會長, 研究制定新的支援政策。另外, 同一天, 柳澤厚生労働大臣接受首相的指示, 並明確命令相關部門, 對遺華孤兒採取新的政策。

1月30日 (星期二)

30日, 得到東京地方裁判所的判決後, 自民、公明兩黨在國會內聯合舉行“關於支援遺華日本人項目小組”的會議進行確認, 進一步向政府呼喚, 到現在為止所研究制定的新的給付金制度。

1月31日 (星期三)

厚生労働省於31日, 制定了定期與集體提出訴訟的原告進行協商, 關於向回國定居的遺華孤兒提供新的支援政策。

2月1日 (星期四)

31日下午, 安倍首相在首相官邸, 會見了由遺華孤兒提出的要求國家進行賠償的訴訟原告代表。首相作出了如下承諾: “迄今為止, 我們採取了一些對策, 但是還不充分。我們將考慮制定新的支援方案。” 另外, 會見後, 在國會跟原告團會見的柳澤厚生大

にゅーすきじ がつとおか このか ニュース記事から (1月10日~3月9日)

1月30日 (火)

安倍首相は29日、中国残留孤児に對する新たな支援策を導入する方針を固めた。30日の中国残留孤児国家賠償訴訟の東京地裁判決の内容を踏まえて、厚生労働省に具体的な支援策の検討を指示することになっている。

1月30日 (火)

中国残留孤児国家賠償訴訟の第1次東京訴訟で、東京地裁は30日、原告の孤児側の請求を棄却した。

1月30日 (火)

安倍首相は30日、東京地裁の判決内容とは別に、今までの支援は不十分などところがあるとして、柳澤厚生労働大臣と自民黨の中川政調會長に新たな支援策を検討するよう指示した。また、柳澤厚生労働大臣は同日、首相の指示を受け、中国残留孤児の支援策を講じるよう担当部局に命じたことを明らかにした。

1月30日 (火)

東京地裁判決を受け、自民・公明両党は30日、国会内で「中国残留邦人支援に関するプロジェクトチーム」の会合を開き、これまで検討してきた給付金制度の新設を政府に働きかけることを確認した。

1月31日 (水)

永住帰国した中国残留孤児への新たな支援策について、厚生労働省は31日、集

臣, 向原告团转达了将在夏季前后制定出新型支援政策具体内容的旨意。

2月1日(星期四)

这一天, 民主党的菅党代表召开记者招待会, 表明他将在下次国会上, 提交一份涉及到遗华孤儿与被北朝鲜绑架的受害者置于同一水准之上进行支援救济的法案。

2月2日(星期五)

共产党的小池政策委员会会长, 于2日向铃木官房副长官提出, 要求制定新的遗华孤儿付给金制度。



2月7日(星期三)

遗华孤儿、要求国家进行赔偿的诉讼之原告, 因不服东京地方裁判所(1月30日)作出的驳回起诉的判决, 于7日向东京高等裁判所提出上诉。

2月9日(星期五)

柳泽厚生劳动大臣, 于9日在厚生劳动省会见了11名遗华孤儿, 其间围绕新型支援策略直接听取了孤儿们的意见和要求。柳泽大臣表示, “让你们吃了不少苦, 我们的心里表示歉意。”“我们要听取大家的意见和

訴訟の原告側と定期的な協議の場を設ける方針を固めた。

2月1日(木)

安倍首相は「今までも対応を講じたが不十分だった。新たな対策を考えたい」と約束した。また、この後、国会で原告団と会った柳沢厚生労働大臣は、新支援策の内容を今年の夏ごろまでにまとめる考えを伝えた。

2月1日(木)

民主党的菅党代表代行は1日の記者会見で、中国残留孤児に対する北朝鮮拉致被害者と同水準の救済措置などを盛り込んだ法案を、今国会に提出する考えを明らかにした。

2月2日(金)

共产党の小池政策委員長は2日、鈴木官房副长官に対し、中国残留孤児問題で新たな給付金制度を創設するよう要請した。

2月7日(水)

中国残留孤児国家賠償訴訟で、原告の孤児側は7日、請求を棄却した東京地裁判決(1月30日)を不服として、東京高裁に控訴した。

2月9日(金)

柳沢厚生労働大臣は9日、省内で中国残留孤児11人と面会し、新たな支援策についての具体的な要望を直接聞いた。大臣は、「大変なご苦労を、心からおわびを申

建议，并与执政党商榷之后，制定出一套新型支援方案。”

2月27日（星期二）

东京高级法院 27 日做出判决，驳回入国管理局方面的诉讼住在千叶县、冒充遗华妇人亲生子身份来到日本的某中国男性之长子、现就读于日本某县立高中的李峰、要求东京入国管理局撤销对其进行强制遣返处分^の的上诉的审理（请参阅本刊第 28 期同栏目）。

3月8日（星期四）

据悉，围绕东京地方裁判所于 1 月 30 日做出的、有关驳回由遗华孤儿在东京提出的、要求国家进行赔偿的诉讼一审判决一事，原告方就“判决书中多次出现歧视性语句”提出抗议，由同一首席法官主审的东京第 2～5 次的诉讼审理将中断 5 个月以上。

あ 上げたい」「みな さんからの いけん を聞き、よ
とう 党とも そうだん して新たな支援策をまとめてい
く」などと述べた。

2月27日（火）

中国残留婦人^のの実子と偽^{って}来日した
ちゅうごくじんだんせい ちょうなん ちばけんざいじゅう
中国人男性^のの長男^で、千葉県在住^の
けんりつこうこうせいりほう にゅうこくかんり
県立高校生李峰さんが、東京入国管理
きよく たいぎよきょうせいしよぶん と け もと
局による退去強制処分^のの取り消しを求
めた訴訟^{（本誌第 28 号の本欄参照）}の
ほんしだい ごう ほんらんさんしょう
控訴^審で、東京高裁は 27 日、入国管理局側
の控訴を棄却した。

3月8日（木）

中国残留孤児国家賠償訴訟^のの第 1 次東京
訴訟で、東京地裁が 1 月 30 日に言い渡した
い わた
判決文^をを巡り、原告の孤児側が「差別的な
ぶん めぐ さべつてき
表現^がが多く含まれている」と抗議し、同じ
ひょうげん おお ふく こうぎ おな
裁判長^のの下で行われている東京第 2～
さいばんちよう もと おこな から
5 次訴訟^のの審理^がが 5 か月以上^ににわたって
しんり げついじょう
休止^{される}事態^{になっ}ていることがわかつた。

